

町のうごき

人口男	4,448
女	4,577
計	9,025
世帯数	2,036
出生	7
死亡	7
転入	40
転出	51
57. 4. 1現在	

日向多目的集会场が完成

昨年十二月から日向地内に建築工事が進められてきました「日向多目的集会场」が、去る三月完成し、四月一日からオープンしました。

この施設は、昭和五十六年度から進められている第三期山村振興農林漁業対策事業の一環として、農林家の就業改善をはじめ地域住民の交流等をはかるための農林業の研修協議、教養、健康診断等を行い、住民の福祉の向上をはかるために建られたもので、本町では初めての施設です。

完成した集会场は、木造瓦葺平家建、建築面積百二・四八平方メートルで、集会室二室、湯沸室などを備え、総事業費千二百八十一万六千円で完成しました。

設計は、尾崎建築事務所(上久具)が、工事は中野建築(中之郷)が施工しました。
 ※この施設の使用時間は、午前九時から午後十時までです。使用される方は、管理責任者(日向区長)へ届出をしてください。

第 1 回定例町議会

昭和五十七年度一般会計予算

十四億六千八百六十六万二千円など三十一議案を可決



昭和五十七年第一回定例町議会は、去る三月九日(火)招集され、十七日までの九日間を会期として開かれました。町長から提出された予算関係九議案、条例関係十五議案その他七議案——合せて三十一議案について提案理由の説明、議案に対する質疑を行い、関係議案を各常任委員会に付託して審議し、西村、細谷、北川、水小田、小岸、岩本、西井、大西、西田、御村、玉串の各議員から一般質問があり、慎重審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。なお、議員提出による「道路整備に関する意見書提出について」等も採択されました。

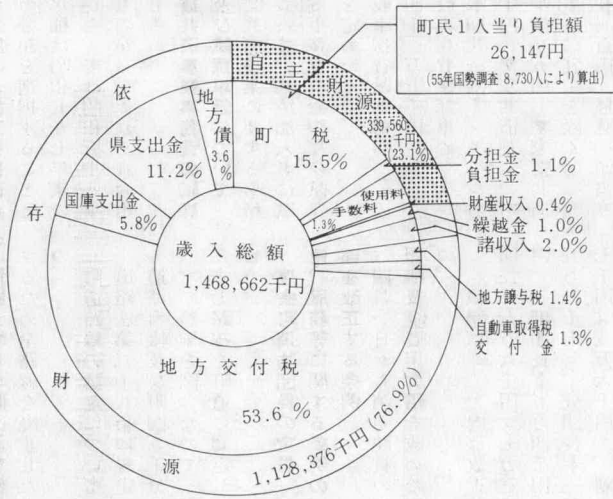
本年度の主な事業

- ▼美化センター敷地造成事業 九百七万二千元
二百三十万円
- ▼消防施設整備事業 五百二十八万五千元
八百八十万円
- ▼町道改良舗装事業(日向、火打石線、小萩線ほか) 六千五百四万円
七千万円
- ▼山村振興農林漁業対策事業(麻加江、川口は場整備) 八百七十五万円
七千四百五十万円
- ▼農村基盤総合整備事業(内城田東部) 千二百四十七万四千元
二千五百六十五万円
- ▼県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(負担金) 千八百四万四千元
二千三百三十四万円
- ▼県営南伊勢広域営農団地基幹農道整備事業(負担金) 一億六千三百二十五万円
二千二百八十五万二千元
- ▼団体営老朽ため池整備事業 五百二十八万五千元
- ▼第二次林業構造改善事業 六千五百四万円
- ▼県営広域基幹林道開設事業(負担金)(麻加江・小萩線) 八百七十五万円
- ▼間伐促進総合対策事業 千二百四十七万四千元
- ▼公団造林新植・下刈・保育事業 千八百四万四千元
- ▼西部簡易水道施設整備事業 一億六千三百二十五万円
- ▼住宅新築資金等貸付事業 二千二百八十五万二千元

可決された議案

- 昭和五十七年度 度会町一般会計予算 二千八百六十七万六千円と定めました。
- 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ十四億六千八百六十六万二千円と定めました。
- 昭和五十七年度 度会町国民健康保険特別会計予算 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ三億六千四百六十円と定めました。
- 昭和五十七年度 度会町簡易水道事業特別会計予算 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ二億四千八百十八万七千円と定めました。
- 昭和五十七年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ二千九百二十一万七千円と定めました。
- 昭和五十七年度 度会町農業共済事業会計予算 収益的収入及び支出の予算の総額を、収入支出それぞれ四千万円と定めました。
- 度会町区事務費補助に関する条例の一部を改正する条例 四月一日から公平委員会の事務所を度会郡町村会事務局内に置き、事務職員は町村会長当番町村があたることになったことから、規約文の整備をしたもの。
- 度会郡公平委員会規約の一部を改正する規約 四月一日から公平委員会の事務所を度会郡町村会事務局内に置き、事務職員は町村会長当番町村があたることになったことから、規約文の整備をしたもの。
- 議会の議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 四月一日から町議会議員の報酬月額を改めたもの。
- ()内は改正前
議長 14万4千円(12万5千円)、副議長 11万1千円(10万4千円)、議員 10万5千円(9万4千円)

昭和57年度一般会計予算のなかみ!!

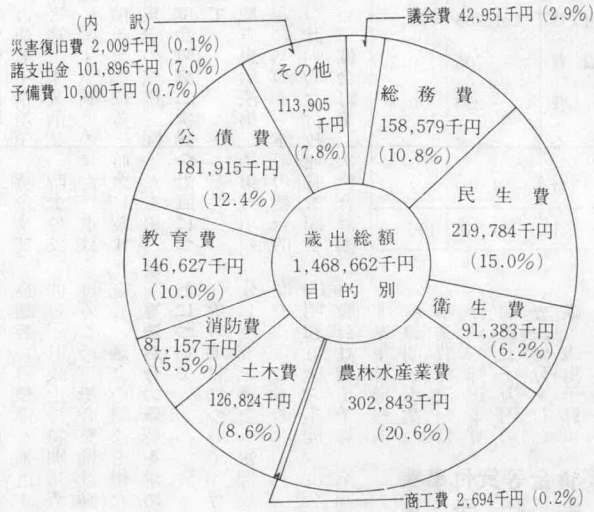


度会町委員会の委員等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 四月一日から各種委員等の報酬を若干改めたもの。
 投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例
 四月一日から投票管理者、選挙長、投票立会人の報酬「六千円」を「六千三百円」に、開票管理者、開票立会人、選挙立会人の報酬「五千五百円」を「五千七百円」に改めたもの。

町長、助役および収入役の給料および旅費に関する条例の一部を改正する条例
 四月一日から町三役の給料月額を改めたもの。
 (一)内は改正前
 町長 49万9千円 (四十五万八千円)、助役 37万7千円 (三十四万三千円)、収入役 35万5千円 (三十二万六千円)
 度会町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

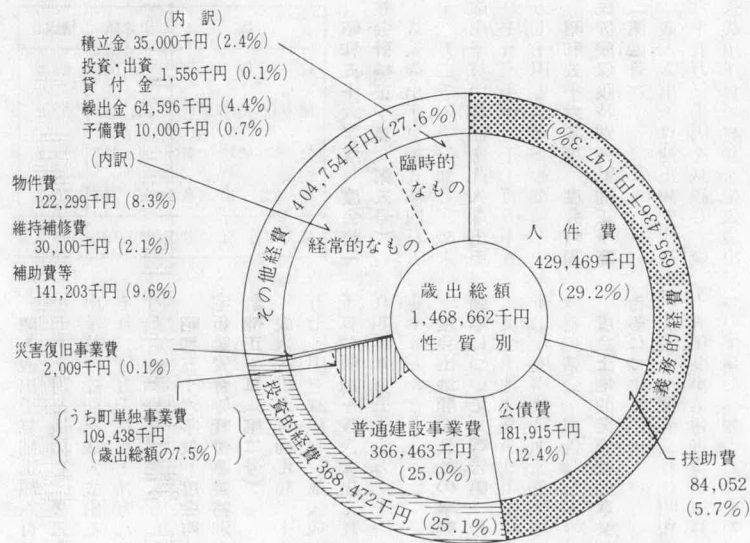
四月一日から美化センターごみ収集業務手当「七百元」を「六百元」に、通学バスと給食運搬車の運転業務手当「三万円」を「二万五千円」に改めたもの。
 固定資産税の納期の特例に関する条例
 昭和五十七年度の固定資産税に限り、第一期の納期「四月一日から同月三十日まで」を「五月一日から同月三十一日まで」と定めたもの。
 度会町教育委員会教育長の

給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
 四月一日から教育長の給料月額を改めたもの。
 (一)内は改正前
 教育長 32万2千円 (二十九万9千円)
 度会町医師手当支給条例の一部を改正する条例
 四月一日から学校医、学校歯科医に支給する手当の基本年額(一校につき)「七万六千円」を「八万円」に改めたもの。



度会中学校生徒の遠距離通学費支給に関する条例の一部を改正する条例
 四月一日から通学費の支給額、平生、栗原地区「二千元」を「三千元」に、日向、当津、立岡、中之郷、大久保地区「三千五百円」を「五千二百五十円」に、鮎川、茶屋広地区「五千円」を「七千五百円」に改めたもの。
 度会町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

四月一日から中川小学校第二グラウンドの夜間照明施設の利用料、昼間「七百元」を「無料」に改めたもの。
 度会町接種検診手当支給条例の一部を改正する条例
 四月一日から各種予防接種等にかかる医師手当の基本額(一日)「五千二百円」を「五千五百円」に改め、加算額も若干改めたもの。
 度会町農業共済条例の一部を改正する条例
 農作物共済の単位当り共済



国民健康保険 特別会計予算

(歳入)

款	予算額	構成比
国民健康保険税	115,210	37.6
使用料及び手数料	2	—
国庫支出金	173,200	56.6
県支出金	500	0.2
繰入金	3,000	1.0
繰越金	12,000	3.9
雑収入	2,134	0.7
歳入合計	306,046	100

(歳出)

款	予算額	構成比
総務費	14,944	4.9
保険給付費	281,988	92.2
保険施設費	706	0.2
公債費	250	0.1
諸支出金	108	—
子備費	8,050	2.6
歳出合計	306,046	100

地方自治法第二条第五項の規定に基づき、本町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、度会町第二次総合計画

住宅新築資金等貸付事業 特別会計予算

(歳入)

款	予算額	構成比
国庫支出金	5,110	17.5
県支出金	1,176	4.0
貸付金等償還収入	6,015	20.6
繰入金	1,434	4.9
繰越金	1	—
雑収入	281	1.0
町債	15,200	52.0
歳入合計	29,217	100

(歳出)

款	予算額	構成比
住宅新築資金等貸付事業費	22,852	78.2
公債費	6,365	21.8
歳出合計	29,217	100

金額を当分の間、主務大臣が定めた金額の「第二番目に高額の金額を選択することとし、水稲は昭和五十七年産のものから、麦は昭和五十八年産のものから、それぞれ適用するもの。

農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について
農業共済事業に要する事務費について、共済加入者に賦課する事務費の総額及び賦課単価を定めたもの。

(一) 一般事務費賦課総額
四十一万五千円

(二) 一般事務費賦課単価
▼水稲共済割一アール当り十円 ▼麦共済割一アール当り五円 ▼家畜共済割一牛(乳牛を除く)一頭当り三百円、種豚一頭当り八十円 肉豚一頭当り五十円 ▼園芸施設共済割一ガラス室、プラスチックハウラス五類一共済金額一万円当り十円 プラスチックハウラス一類から四類一共済金額一万円当り二十八円

町道路線の廃止について
道路台帳及び附図の整備をするため全路線を廃止したものを、

町道路線の認定について
道路法第二十八条に規定する道路台帳及び附図(千分の一)の整備を図ったので、百九十七路線を町道に認定したものを。

度会町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例
四月一日から消防団員の年報酬及び費用弁償を改めたもの。

(報酬) (一) 内は改正前
団長七万六千円(七万三千円)、副団長五万四千円(五万二千円)、分団長三万七千円(三万六千円)、副分団長三万二千円(三万一千円)、班長一万五千円(一万四千円)、団員一万一千円(一万円)

(費用弁償)
水火災・警戒の場合二千五百円(二千四百円)、町の調

簡易水道事業 特別会計予算

(歳入)

款	予算額	構成比
分担金及び負担金	12,831	5.2
使用料及び手数料	55,238	22.3
国庫支出金	50,243	20.2
県支出金	5,000	2.0
繰入金	60,728	24.5
繰越金	1	—
町債	63,400	25.5
雑収入	746	0.3
歳入合計	248,187	100

(歳出)

款	予算額	構成比
総務費	63,051	25.4
簡易水道事業費	141,853	57.2
公債費	42,537	17.1
諸支出金	746	0.3
歳出合計	248,187	100

非常勤消防団員等に対する障害補償年金差額一時金及び障害補償年金前払一時金の支給に関する制度のほか、遺族補償年金に係る一時金に関する規定の整備を図ったもの。

度会町第二次総合計画について
地方自治法第二条第五項の規定に基づき、本町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、度会町第二次総合計画

昭和五十六年度 度会町一般会計補正予算(第四号)
昭和三十六年度 度会町一
易水道事業特別会計補正予算(第三号)

昭和三十六年度 度会町一
易水道事業特別会計補正予算(第三号)

昭和三十六年度 度会町一
易水道事業特別会計補正予算(第三号)

昭和五十六年度 度会町一般会計補正予算(第五号)
歳入歳出予算補正額四百五十二万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十億五千二百五十五万七千円と定められました。

昭和五十六年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算(第四号)
歳入歳出予算補正額千四百六十五万三千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三億千四百二十七万九千円と定められました。

昭和三十六年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第二号)
歳入歳出予算補正額二十八万七千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四千九百五十六万二千円と定められました。

度会土地開発公社の事業計画等について(報告第一号)
度会土地開発公社の昭和五十七年度事業計画及び予算について議会へ報告したものです。

度会土地開発公社の事業報告等について
度会土地開発公社の昭和五十七年度事業報告及び決算について議会へ報告したものです。

道路整備に関する意見書提出について
地域の公共交通確保に関する意見書提出について



年金を受けるためには、一定期間保険料を納めることが必要です。
会社や官庁に勤めると、厚生年金や共済組合に加入する

ように、勤めをやめたら国民年金に加入することが大切です。
加入することによって、勤めていたとき加入していた年金制度と国民年金が自動的につなぎ合わされて、将来両方の制度から年金(老齢年金や通算老齢年金)が支給されます。
国民年金の加入手続きは、役場の国民年金係で行っていただきます。
国民年金はご自分で届出や保険料を納めることになっていくため、やれやれと、納付や手続きを忘れがちです。「気がついたときには、年金がなかった」ということのないよう十分気をつけて届出や保険料の納付を行って下さい。

福祉年金

受給者の方へ

国民年金の老齢福祉年金、障害福祉年金、母子(準母子)福祉年金を受けている方が、郵便局または他の金融機関に定期預貯金をする一般的な定期貯金より利率が有利になります。手続きは金融機関の窓口で福祉年金証書を提示するだけで結構です。
主な内容は次のとおりです。
▼取扱期間 昭和五十七年十二月三十一日まで
▼預入限度額 一人につき一〇〇万円
▼利率 上表

区分	郵便局における取扱	他の金融機関における取扱
1年	年 6.25% (5.75)	年 6.25%以下 (5.75)

()内は57.2現在の一般の定期預金の利率

くわしいことは郵便局や銀行などの金融機関でおたずねください。

行政相談所の利用

行政管理庁では、行政相談制度に対する住民の皆様への理解と認識を深めていただくため、五月十六日(日)から五月二十二日(土)を「春の行政相談週間」として、各種の行事を実施します。
当町では、別表のとおり合同行政相談所等を開設します。相談の内容は、年金、農地登記、道路など行政に関するすべての困りごとやご要望などについてご相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られますので、お年輕にご利用ください。

開設区分	月日	時間	場所	相談委員
合同相談所	5月18日(火)	午前9時30分～午後3時	度会町中央公民館	行政相談委員 人権擁護委員
巡回相談所	5月19日(水)	午前9時～正午	麻加江生活改善センター	行政相談委員 人権擁護委員
	5月19日(水)	午後1時～午後4時	一之瀬公民館	行政相談委員 人権擁護委員 司法保護士

新しい区長さん 決まる

字名	区長名
注連指	※中廣 文男
田口	上村 昇
麻加江	北村 勝一
坂井	藤村 喜八
長原	森本 忠
立花	登 亮一
鮎川	松井 健二
立岡	竹内 石三
大久保	山本久須男
平生	山北 憲一
牧戸	※中西 万三
棚橋	大西 政八
大野木	福井 滝雄
葛原	中井 稔
山形	一己
柳谷	静雄
玉村	武夫
尾崎	良美
河村	安生
掛橋	芳夫
西田	雄吉
中之郷	橋本 勇
日向	伊藤 武志
五ヶ町	中西 睦夫
小川	奥本 實
火打石	服部 幸朗
駒ヶ野	※亀田 達
小萩	岡野 誠一
柳	作野 英治
市場	※下村 重治
脇出	木岡 次郎
和井野	西岡 功
南中村	平生多嘉雄
川上	山本 高行
※印	地区区長代表

印鑑の登録は早い目に 申請は本人で!

印鑑登録については、本人自らが本人の意志に基づいてされるのが原則です。役場では、本人かどうかの確認を運転免許証や、保証人の証明により確認します。これで確認できない場合は照会書を本人あて送付しますので直ちに印鑑登録はできません。
照会書が届きましたらこれに対する回答書(照会書と同じ用紙)を役場が送付した翌日から十五日以内に本人持参の上で登録されるものです。急に必要の場合に備えて早目に登録されるようお願いいたします。

印鑑登録上の確認審査は次のとおりです。
一、住民登録がされており十五歳以上のもの等であるか
二、申請者は本人かどうか
三、官公署の発行した本人の写真貼付の免許証、許可証による確認。
(2) 申請に基づき本人あて送付した照会書の持参による確認。
(同日発行は至難)
(3) 本人が保証人(当町の印鑑登録証と実印持参の者)と同伴で来庁して証明されたかの確認。

三、二重登録でないか
四、印鑑登録の制限されている印鑑ではないか
(1) 氏、名以外の事項を表わしたものでないか
(2) ゴム印その他の印鑑で形態が変形しやすいもの
(3) 大きさが適当でないもの(ロ8に収まるもの及びロ25に収まらないもの)
(4) 印影が鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの
(5) 右記以外で登録する印鑑として適当でないもの
なお、本人が病気等で役場へこられない場合は、代理人で申請手続きができますが、必ず本人の印鑑と代理人の印鑑が必要で(2)の場合も、照会書で本人に確認をいたします。

確定申告が

間違っていたときは

昭和五十六年分所得税の確定申告の期限内の受付は、三月十五日で終わりました。そこで、確定申告が間違っていたときの訂正の手続などについて説明しましょう。

税額を多く

計算していったとき

税金を納め過ぎていたり、還付を受けた税金が少な過ぎていたときは、申告期限から一年間、つまり、昭和五十八年三月十五日までの期間に限って、「更正の請求」をすることが出来ます。

計算していったとき

確定申告をした後で、納めた税金が少なかったり、還付を受けた税金が多過ぎたことに気付いたときは、正しい金額にするために、「修正申告」をすることが出来ます。

修正申告をする原則として、新たに納めることとなった税額のほかに、その税額の五パーセントの過少申告加算税がかかります。

また納期限の翌日である三月十六日から納付の日までの期間について、年七・三パーセント（修正申告を提出した日から一か月を過ぎると年十四・六パーセント）の割合で延滞税がかかります。

忘れていたとき

確定申告をしなければならぬ人が、申告を忘れていたときは、申告期限後でも確定申告（期限後申告）をすることが出来ます。

期限後申告をすると、原則として、新たに納めることとなった税額のほかに、その税額の一〇パーセントの無申告加算税がかかりますが、税務署の調査を受ける前に自主的に申告したときには、五パー

過少のとき…修正申告
過大のとき…更正の請求



サラリーマンと税金

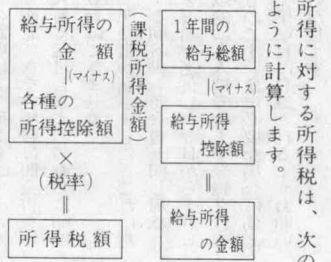
また納期限の翌日である三月十六日から納付の日までの期間について、修正申告の場合と同じように延滞税がかかります。

なお、くわしいことは、伊勢税務署や税務相談室にお尋ねください。

サラリーマンの給料やボーナスには、所得税がかかります。この所得税は、給料やボーナスを受け取るときに源泉徴収されることになっています。

そこでその計算の仕方などを説明します。

給料やボーナスなどの給与



「給与所得控除」とは、サラリーマンの必要経費などの要素を持つているもので、一年間の給与総額に応じて一定の金額が控除されることになっています。

「各種の所得控除」とは、納税者一人一人の状況に応じて所得金額から控除できるもので、例えば、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、生命保険料控除などがあります。

「税率」は、課税所得金額に応じて、六〇万円以下の金額に対する一〇パーセントから八、〇〇〇万円を超える金額に対する七五パーセントまで段階的に高くなる超過累進税率となっています。

年末調整

毎月、給料などの支払を受けるときには、「源泉徴収税額表」によって求められた所得税額が、源泉徴収されることになっています。

所得に対する所得税は、次のように計算します。

所得の納税が完了しますのしも一致しませんので、その年最後に給与の支払を受けるときに、税金の過不足額の精算が行われます。これを「年末調整」といいます。

一般のサラリーマンは、この年末調整によってその年の

だれでも買える 競売不動産

判決でお金を支払うように命じられたのにこれを払わなかったり、土地や建物を担保にしてお金を借りたのにこれを返さなかったりしたときに、裁判所が関与してその土地や建物を売りに出すことがあります。

さて、競売は、指定された日に裁判所で入札によって行われますが、入札するには裁判所が決めたその物件の最低価額の二割の保証金が必要です。そして、最高価額で入札した人がその物件の買受となります。裁判所はその人に一月以内に入札額を支払うように連絡しますが、その支払いがなされると、移転登記、物件の引渡等の手続きが進められます。

くわしいことを知りたい方は津地方裁判所 ☎〇五九二〇四一七一又は津地方裁判所伊勢支部 ☎〇五九六〇三三三五の競売係へお問い合わせください。

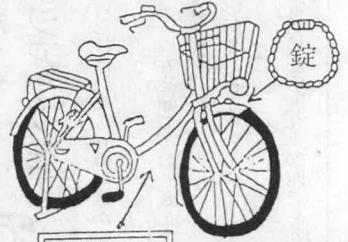
その後、その物件についてよりくわしい関係資料が競売の日の一週間前から裁判所

県政モニターに 橋本善郎さん

県の施策に関する県民の意見や要望などを県政に反映させ、また、県民の県政に対する参加意識を高めるための県政モニターに、本町から橋本善郎さん(日向)が委嘱されました。任期は、昭和五十八年三月三十一日までです。

自転車の防犯登録を

受けましょう



防犯登録

昨年五月「自転車の安全利
用の促進及び自転車駐車場の
整備に関する法律」が施行さ
れ、自転車を利用される方
は、その利用する自転車につ
いて防犯登録を受けるよう義
務づけられました。

防犯登録は、自転車の盗難
を防止し、あわせて盗難にあ

い又は遺失した自転車の被害
回復を図るための制度です。
この法律に基づいて、本県
でも「三重県自転車防犯登録
実施要綱」が改正され、登録
を行う機関として「三重県自
転車防犯登録協会」が設立さ
れ、どの自転車店でも簡単
に防犯登録が受けられること
になっています。

みなさん！この制度の趣旨
をご理解いただき、ぜひ、自
転車の防犯登録を受けるよう
にしましょう。

防犯登録を 受ける要領

▼登録を受ける時
新規登録……新らしく自転

車を買った時。今持つて
いる自転車の登録を受け
ていない時。
異動登録……他人から自転
車を買ったり、譲り受け
た時。

▼登録を受ける場所

再登録……登録証が破れた
り、なくなったりした時。
自転車を買われたお店か
最寄りの自転車店で受けて
ください。

▼登録の方法・手続き

ただ一言申し込んでくだ
さい。そして登録証を車体
の見やすい箇所貼っても
らい、登録カード乙票を受
け取って、そのカードを大
切に保管してください。

▼登録費用

○住所、氏名を記入する。

保管・管理に
気をつけましょう

県下どこでも三百円です。

交通事故の相談は

相談センターへ

年間数千台に及ぶ自転車の
盗難や紛失があります。また、
自転車盗難のほとんどが少年
の犯行によるものです。
ずさんな管理が少年の非行
を誘発していることに心して
ぜひ、次のことに心がけてく
ださい。

▼開設場所

四日市市諏訪町四の五、
住友生命ビル三階 四日市
自動車保険請求相談センタ
ー ☎〇五九三〇五九四六

▼相談時間

平日 午前九時三十分から
午後四時三十分まで
土曜日 午前九時三十分から
正午まで
▼弁護士相談日
毎週木曜日 午後一時から
午後四時まで

たばこは
町内で
買いまじょう

寄稿

林業後継者大学講座に 参加して

立花 桜 田 昌 三

森林組合系統事業として住宅
建設等々。

◆岐阜県加子母村
村民約三千六百人、山林九

活しており、林道は町負担で
整備されている。

両村とも零細林家が多いが、
ともにリッターが林家と森林
組合とをしっかりと結びつけ活

度会町の場合では、町面積
の八十五％が山林で占められ
ているとはいえ、植林面積は
五十％弱でしかない。(二村
の植林面積は百％)また、非
農林家が多く、その上農林業
にたずさわる人達のはほとんど
が兼業である。この事実から
して、両村の実績を即適用す
ることは出来ないが、過疎と
戦い、村の発展に寄与する先
人の意気と情熱は学ぶべきだ

動をより盛んにしている。ま
た、二つの村が共通して林道
整備に力を注ぎ、林業を主体
として村ぐるみで村発展と過
疎を防いでいる姿は立派であ
ると思えました。

と私たちが山を愛し、農を愛す
る者が、これら先人の意気と
情熱とを体得し、グループ活
動を育て、良きリーダーを育
てつつ、町役場、森林組合、
農業協同組合との連携を密接
にして、ともに町発展のため
に努力してゆかなければなら
ないと思えます。

最後に町に一言お願いした
いと思えます。
産業の発展は道路にありま
すが、遅れている林道の整備
と高齢化してゆく林業労働者
の後継者の問題を、もっと真
剣に、もっと積極的に考えて
いただきたいと思います。

◆静岡龍山山村
村民約二千人、山林八十六
%、村民総所得十二億円、内
森林組合経由七億円、森林組
合従業員二百余名、林業の森

三重県林政課主催の林業後
継者大学講座は、前期は美杉
村の三重大学演習林で三泊四
日、後期は静岡県磐田郡龍山
村と東濃林業の中心地である
岐阜県恵那郡加子母村の二か
所で二泊三日の研修が行われ
私は度会町森林組合の細谷君
とともに後期講座に参加させ
ていただきました。この講座
に参加して感じたことを私人
りに書いて見たいと思います。
まず二つの村の特長について

お知らせ版



あなたも資格を

二級建築士試験

▼試験日

学 科 昭和57年7月24日
設計製図 昭和57年8月21日

▼試験場所

津市上浜町一五一五番地
三重大学教育学部

▼受付期間

昭和57年5月10日から
昭和57年5月14日まで

▼受付及び申込用紙配布場所

各県民局土木事務所

▼その他

本年「設計製図の試験」のみを受験できる者(昨年学科試験に合格した者)も申込が必要ですよ。
※受験資格などくわしいことは、伊勢土木事務所建築課 ☎〇五九六〇一一一 又は県土木部建築課指導審査係 ☎〇五九二〇二七〇五、二七〇六へお問い合わせください。

人事異動

◆退職

三月三十一日付
田辺 たま

◆昇格

四月一日付
(一)内は旧所属課等
社会教育主事兼教育委員会事務局係長
永木 久行(社会教育補)

◆異動

四月一日付
藤田 心作(総務課)
登喜三雄(出納室)

木造建築物組立等

作業主任者講習会

昭和五十七年五月二十七日(木)、二十八日(金)
午前九時～午後五時
伊勢市岡本一丁目十八番四十九号 伊勢建設労働組合三階会議室 ☎〇五九六〇六五二三(代)

とこと

伊勢市岡本一丁目十八番四十九号 伊勢建設労働組合三階会議室 ☎〇五九六〇六五二三(代)

技術者の時代です

近道は自衛官から

身分は、特別職の国家公務員です。あなたも(十八歳から二十五歳未満の方)応募しませんか。各種の技術や免許が取得できます。衣料、食事、住居の費用は無料です。十五年勤務で年金の受給権が得られます。また二年勤務ごとに百日分の特別手当が支給されるほか向学青年に対する夜間

みなさんの心配ごと相談

心配ごと相談

みなさんの心配ごと相談が毎月一日開かれております。相談は無料で秘密は固く守られます。お気軽にご利用ください。

伊勢建築高等職業訓練高

生徒募集

▼科目

建築科

▼期間

高卒者 二年間
中卒者 三年間

▼申込先

伊勢市岡本一丁目十八番四十九号 伊勢建築高等職業訓練校 ☎〇五九六〇六五二三(代)

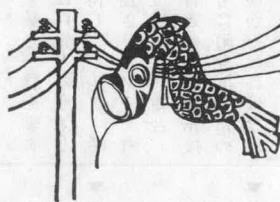
▼日時及び場所

六月一日(火)
母子健康センター、麻加
江生活相談センター
七月一日(木)
一之瀬公民館、中之郷生活改善センター

八月一日(日)

母子健康センター、麻加
江生活改善センター
いずれも午前九時～正午まで
相談委員
民生委員の方々が相談にじます。

電線にご注意



鯉のぼりは▶電線◀に接触しない場所を選んで立てて下さい。ご相談はお気軽にもよりの中部電力へ

中部電力(株)伊勢営業所



おめでた

○三月中に届出のもの

氏名	父名	続柄	字名
中田 真衣	耕一	長女	市場
中山 佳広	進	長男	小川
大西 匡史	博史	長男	棚橋
掛橋 大紀	一夫	長男	川口
辻本 真里	哲郎	長女	麻加江

○三月中に届出のもの

おくやみ

福井 楨彦 淳 長男 大野木
八木 啓江 楠太 二女 市場

でんでん

電話じょうずになつてあなたのイメージアップを!



便利な電話も相手が見えないだけに、こちらの誠意がなかなか伝えられないのです。でも、電話は使い方次第。いつも笑顔で、おじぎをするような対応は、すぐ相手に通じます。マナーを守り誠意をもった対応で、あなたのイメージアップを!

伊勢電報電話局 ☎五九六〇四二一九